

蒲郡市監査公表第11号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年3月26日

蒲郡市監査委員	小	林	憲	三
同		尾	崎	隆
同		松	本	昌
			成	成

(様式)

措置の通知書 (市民病院)

監査期間 令和5年11月 1日から
令和5年12月25日まで

令和5年度蒲監第71-2号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[改善事項]</p> <p>1 契約書において公印の押印していないもの及び日付の記載のないものが見受けられたので、契約行為に当っては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>2 支出負担行為決議及び単価契約伺書において、決裁権者の決裁漏れのものが見受けられたので、決裁規程及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>3 行政財産使用許可申請書と行政財産許可書とで申請者住所が異なるものが見受けられたので、書類作成に当っては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>契約書、申請書等作成後の確認作業の徹底、特に従前のデータ等を参照する場合には変更点がないかということは重点的に確認するよう、改めて周知しました。</p>